

ひな形

土砂災害に関する避難確保計画

(学校名)

- その他の箇所も施設の特性に合わせて、適宜修正を行なって下さい。
避難確保計画中の図表はすべて別紙とし、巻末等へ集約しても構いません。

作成：平成 年 月 日

改訂：平成 年 月 日

目的

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第8条の2に基づき、〔 学校名 〕施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、〔 学校名 〕に勤務する職員（以下「職員」という）および〔児童・生徒〕または出入りする全ての者に適用する。

責任者等の責務

責任者等は、〔 学校名 〕における土砂災害による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、避難確保計画に基づき職員を指揮し、〔児童・生徒〕等の人命を確保する。

また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するため、〇〇市町の配信する防災情報Eメールの受信登録を自ら実施するとともに、職員に対しても登録するよう勧奨する。

職員の責務

職員は、責任者の指揮のもと〔児童・生徒〕等の人命の確保のため、本避難確保計画に基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

1 立地条件と災害予測

想定される土砂災害の把握

[学校名] 近隣で土砂災害発生のおそれがある箇所および被害のおそれのある区域を下記に示す。

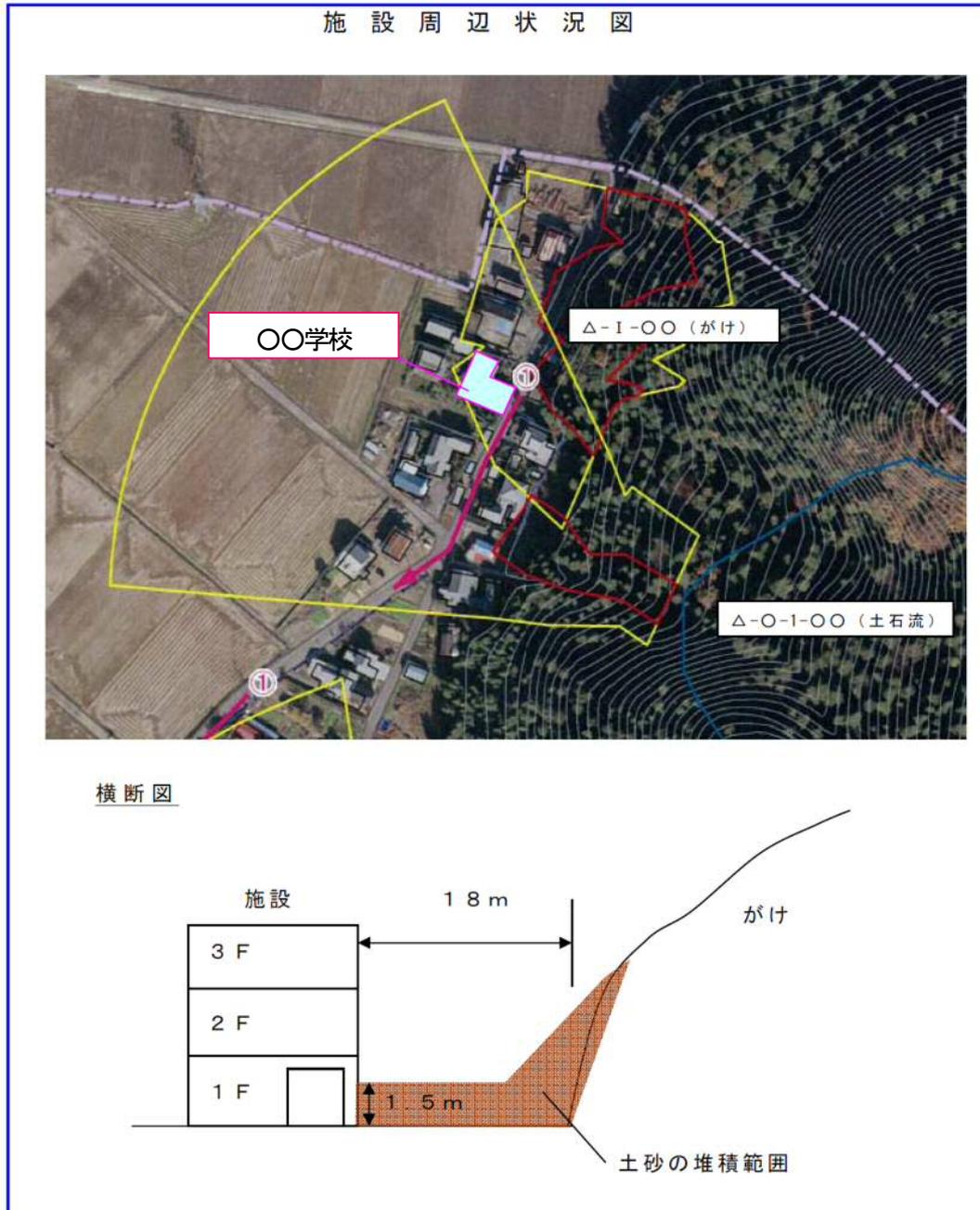


図1. 施設周辺状況図

区域と施設の位置は、福井県土砂災害警戒区域等管理システム↓で確認できます。
その画面をプリントスクリーン等ではりつけてご利用ください。(詳細は最終ページ)

HP アドレス : http://sabogis.pref.fukui.jp/MRFukuiS_I/login.asp

2 情報の収集

土砂災害に関する主な情報の入手方法を表1に示す。

表1. 主な情報および入手方法

情報名		主な入手方法	参考	施設職員 共有方法
2-1 「気象情報」	天気予報	インターネット、テレビ、ラジオ等	気象庁 HP	メール等
	注意報・警報	インターネット、テレビ、ラジオ等	気象庁 HP	メール等
	雨雲の予測	インターネット、テレビ	気象庁 HP	メール等
	台風情報	インターネット、テレビ、ラジオ等	気象庁 HP	メール等
2-2 「雨量・水位」	雨量情報	インターネット	県河川砂防総 合情報システ ム	メール等
	河川水位情報	インターネット		
2-3 「土砂災害の 危険度に関す る情報」	土砂災害警戒情報	市町から〇〇による伝達	各市町 HP(※)	校内放送等
	土砂災害補足情報	インターネット	県河川砂防総 合情報システ ム	メール等
	土砂災害警戒判定 メッシュ情報	インターネット	気象庁 HP	メール等
2-4 「避難に関 する情報」	避難準備・高齢者等避難開始	市町から〇〇による伝達	各市町 HP(※)	校内放送等
	避難勧告	市町から〇〇による伝達	各市町 HP(※)	校内放送等
	避難指示(緊急)	市町から〇〇による伝達	各市町 HP(※)	校内放送等

※〇〇は市町の地域防災計画によるため、市町へ問い合わせて記入

2-5 「前兆現象」の確認

土砂災害の前兆現象を表2に示す。前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく安全な場所へ避難を開始する。

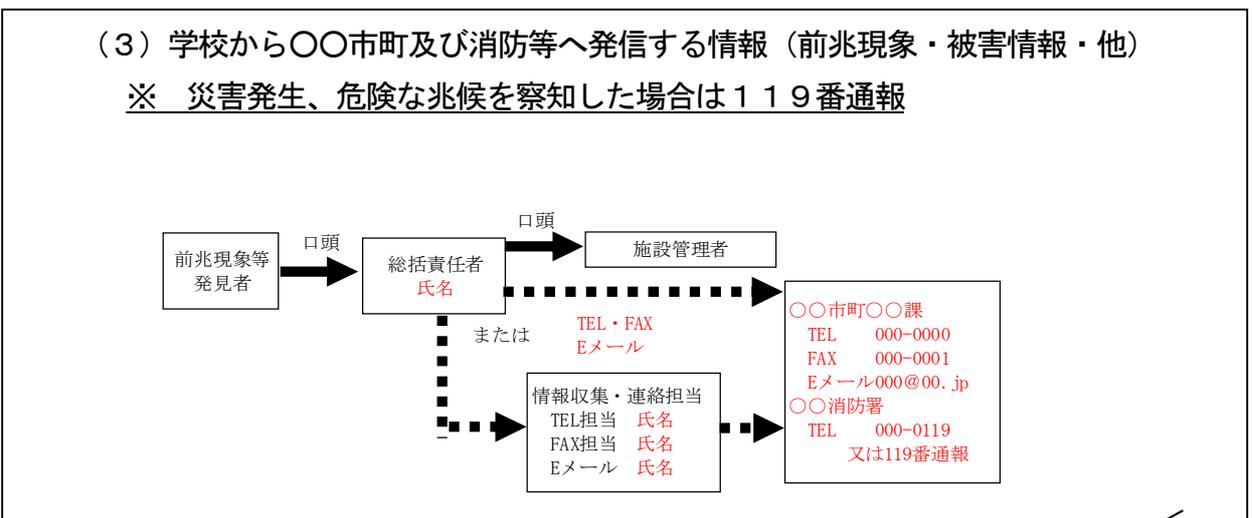
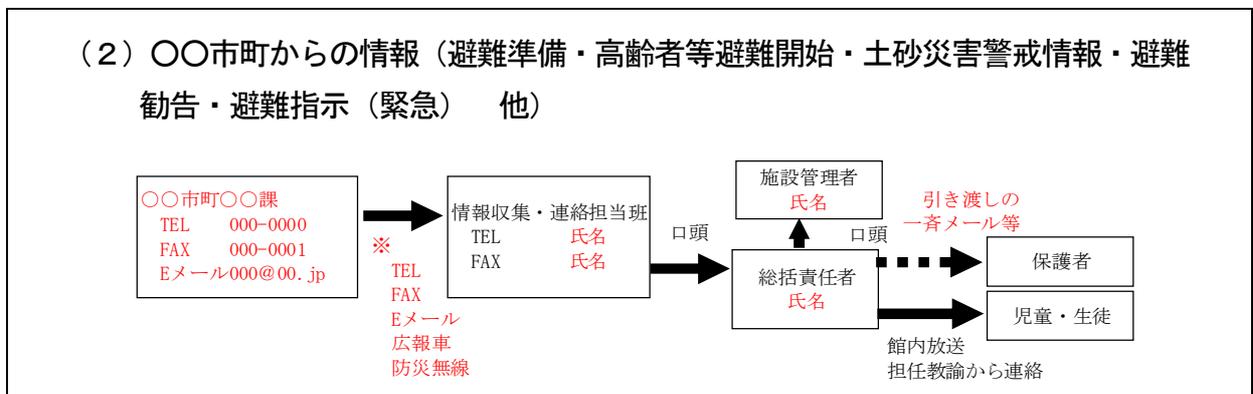
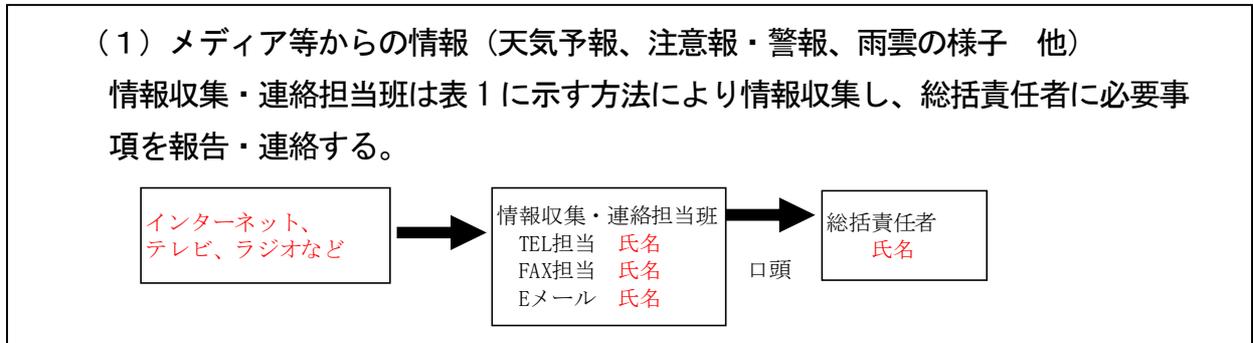
表2. 土砂災害の前兆現象

土砂災害の種類	現象	確認
がけ崩れ	がけからの水が濁る	
	がけの斜面に亀裂が入る	
	小石がばらばら落ちてくる	
	がけから異常な音がある	
土石流	山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる	
	雨が降り続けているのに川の水位が下がる（鉄砲水の前兆）	
	川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる	
	異常な匂いがする（土の腐った匂い、きな臭い匂い等）	
地すべり	地面からひび割れができる	
	沢や井戸の水が濁る	
	斜面から水が吹き出す	
	電柱や塀が傾く	

※ 前兆現象を確認するために、がけ等に近づくことは危険なため、校舎内から確認できる範囲で把握する。

2-6 各防災情報を入手した場合の対応

各情報を入手した際は、下記を参考にフローを作成し、正確かつ迅速に対応すること。



通報例>

- ①どこで・・・「△△学校」住所は、○○市○○町1-1 Telは、000-0000です。
- ②なにが、どうなった・・・北側のがけが少しずつ崩れてきました。
- ③今の対応は・・・〔児童・生徒〕を2階以上の崖と反対側である南側に避難誘導しています。

3 防災体制

3-1 職員の防災体制について

表3の各判断基準に達した場合は、速やかに体制をとること。

表3. 防災体制について

	判断基準	主な業務内容	対応者
注意体制 (体制①)	・台風の接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	・気象情報等の情報収集	情報収集・連絡担当班〇名 合計〇名
警戒体制 (体制②)	・大雨警報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・避難準備	総括責任者 〇名 情報収集・連絡担当班 〇名 安全対策班 〇名 合計〇名
非常体制 (体制③)	・避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導	総括責任者 〇名 情報収集・連絡担当班 〇名 安全対策班 〇名 合計〇名

3-2 防災体制毎の役割分担

(1) 各班の任務

各班の役割分担は表4のとおりとする。

表4. 役割分担表

担当	業務内容
統括責任者	・総括責任(避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般)
情報収集・連絡担当班	・気象・災害の情報収集 ・職員への連絡、職員の安否確認 ・関係機関との連絡、調整 ・避難状況のとりまとめ
物資班	・食料、飲料水ほか備蓄品の管理、払出 ・備蓄品の補給
安全対策班	・[児童・生徒]の安全確認 ・施設、設備の被害状況確認 ・[児童・生徒]への状況説明 ・[児童・生徒]の避難誘導 ・[児童・生徒]の保護者への引き渡し ・火の元の確認、初期消火
救護班	・負傷者の救出 ・負傷者への応急処置 ・負傷者の病院移送

3-3 職員の連絡体制

職員の連絡体制は、図2のとおりとする。下記の緊急連絡網に従い、必要な職員
の招集・参集を行ない、体制を取る。学校外での活動、休日・夜間も想定したも
のを作ること。

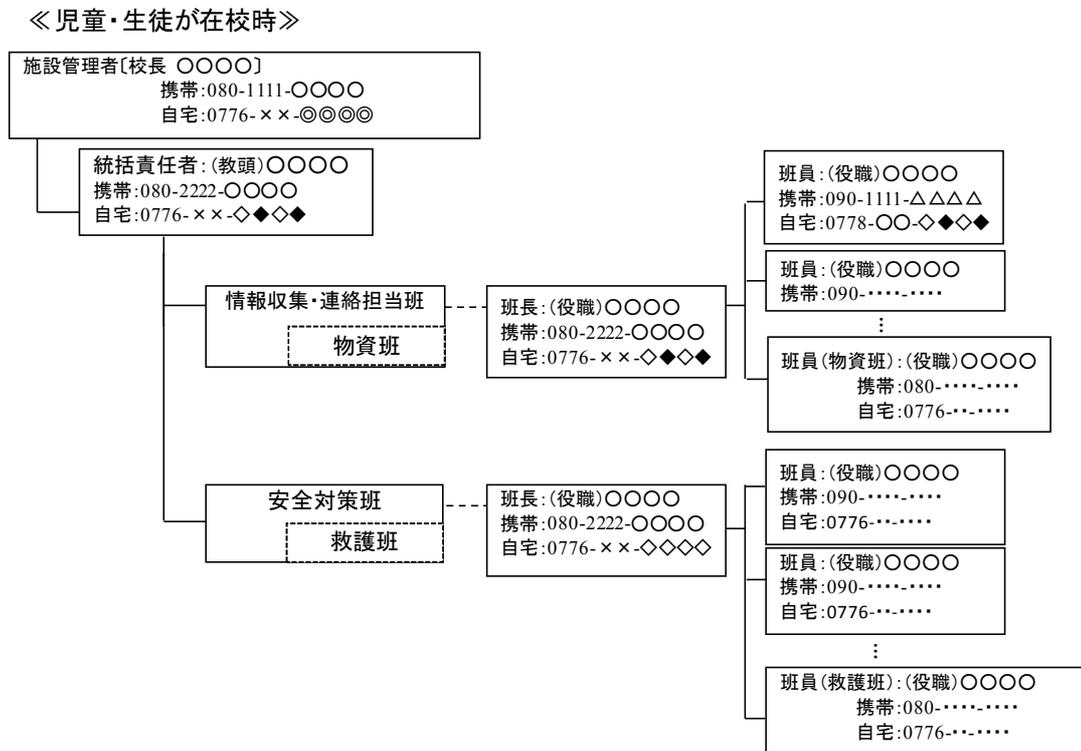


図2. 職員の役割分担と連絡網 (例)

3-4 〔児童・生徒〕連絡体制の把握

日常的に〔児童・生徒〕名簿の更新を行ない、情報を一覧表にまとめておく。

4 休校（園）や避難方法の判断基準（事前対策）

4-1 学校の休校（園）判断

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予測される場合は、各職員の役割分担を再確認する。

休校（園）の判断基準（例）

- ・ 台風が直近を通ることが予想されるとき。
- ・ 土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表されたとき。

4-2 避難の判断

(1) 自主避難の判断

避難で最も重要となるのが、自主避難の判断であり、表2による土砂災害の前兆現象を確認した際には、市町からの情報を待つことなく直ちに避難を開始する。

降雨や浸水の状況により、施設（校舎）の外に出ることが危険と判断される場合は、崖から離れており、かつ上の階に避難する。

(2) 市町や、インターネット、ラジオ、テレビ等からの情報に基づく判断

- ① 避難準備・高齢者等避難開始：避難を開始する。
- ② 避難勧告：避難
- ③ 避難指示（緊急）：直ちに避難

5 避難

5-1 避難方法

事前に定めた方法により、出来るだけ早い時期に避難する。

5-1-1 施設（校舎）外避難

（学校が土砂災害特別警戒区域内である等の場合）あらかじめ決められた避難場所（〇〇〇〇公民館）へ避難誘導する。

ただし、屋外に出るより、体育館等（体育館等が土砂災害のおそれのない場所にある場合）に逃げた方が安全と判断される場合は、まず体育館等に避難する。

避難所への避難経路は、下記のとおりとする。

(施設外避難路を記載し、誰もが確認できる場所へ掲出する。)

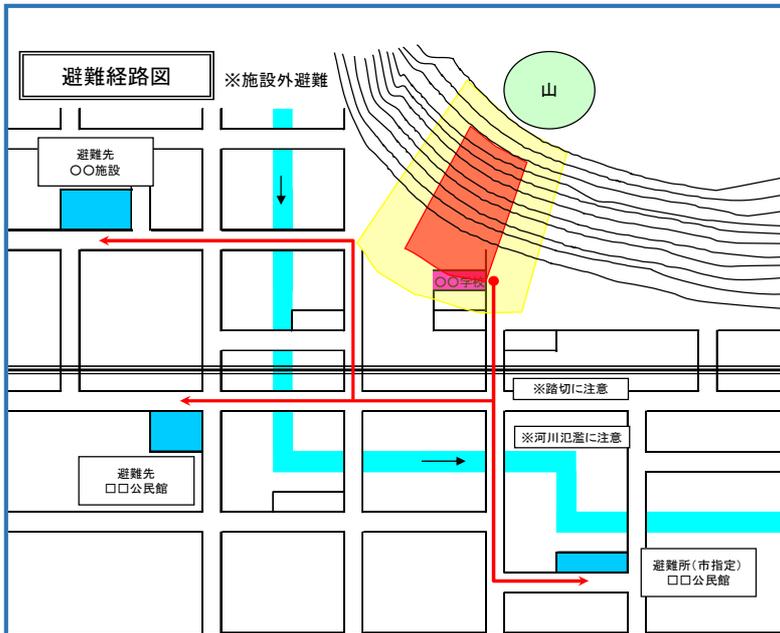


図3. 避難計画路（施設（校舎）外避難）

5-1-2 施設（校舎）内避難

施設（校舎）内避難は、避難路で土砂災害が発生した場合や激しい降雨などで屋外へ出ることが危険な場合はリスク回避として、施設（校舎）内での避難とする。ただし、施設（校舎）内避難は原則として、構造的に強固である（校舎が鉄筋コンクリート造等）場合とし、崖側から離れた場所であり、なるべく上階である□□室へ避難誘導する。（施設内の図面にあらかじめ避難路・避難スペースを記載し、誰もが確認できる場所へ掲出する。）施設（校舎）内の各教室より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

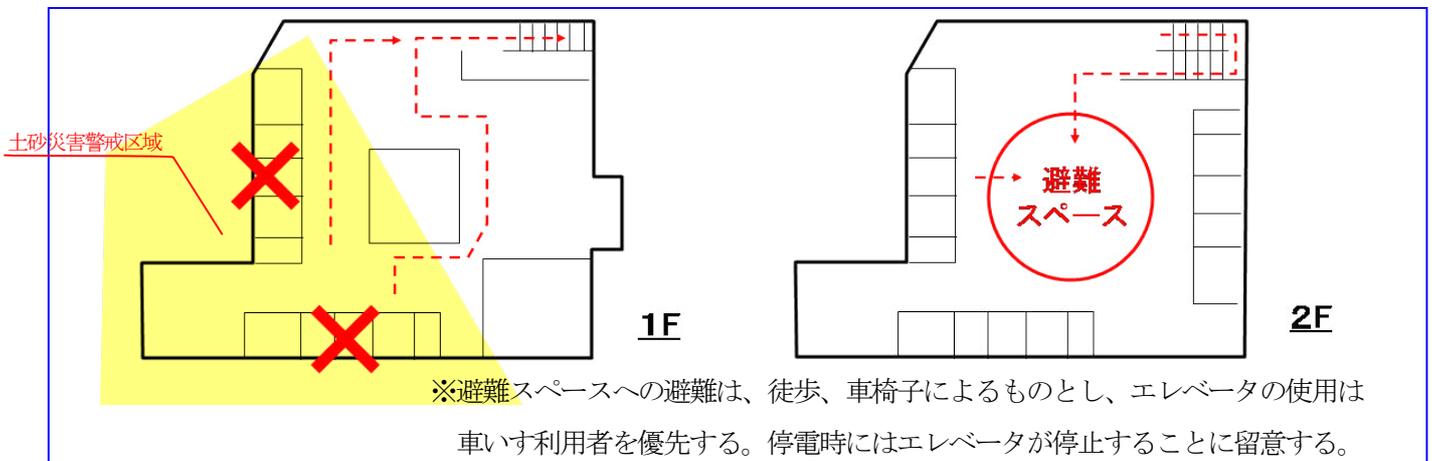


図4. 避難経路（校舎内避難）

5-2 保護者等への連絡

定められた連絡方法により、〔児童・生徒〕の保護者および関係者への連絡を行うこと。

3-4 児童・生徒名簿一覧表 による。

関係者への連絡先は下記のとおり。

表5. 緊急連絡先一覧表

連絡先	電話		FAX	メールアドレス	備考
		(夜間)			
〇〇警察署					
〇〇交番					
〇〇市町教育委員会					
〇〇市町防災担当課					
〇〇市町消防本部					
〇〇出張所(消防)					
〇〇病院					
〇〇電力					
〇〇ガス局					
〇〇水道局					
NTTなど					

※ 情報伝達系統図及び緊急連絡先一覧を校舎内に掲示すること

5-3 健康ケアとメンタル対策

〔児童・生徒〕の健康状態や精神状態を継続的に確認し、必要な対応を行うこと。

5-4 食料等備蓄品

情報収集および伝達、避難誘導の際に使用する施設および資機材として、表6に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表6. 備蓄品や災害時必要品一覧

区分	品名
情報機器等	携帯ラジオ、携帯テレビ、タブレット、トランシーバー、メガホン、携帯電話、携帯電話用バッテリー
医療品等	消毒薬、胃腸薬、傷薬、鎮痛剤、ガーゼ、包帯、脱脂綿、絆創膏、はさみ、体温計など
その他	名簿、案内旗

以下、必要に応じて

生活用品等	ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、簡易トイレ、紙おむつ、女性用品、施設内避難のための寝具、防寒具
移送用具等	車いす、ストレッチャーなど
安全用品等	ヘルメット、防災ずきん、ライフジャケットなど
作業機材等	かなづち、のこぎり、釘、スコップ、ツルハシなど
医療施設用	緊急用簡易ベッド、緊急用医療機器、医薬品、医療用具など
食料品等	米、インスタント食品、ドライフーズ、レトルト食品、流動食、粉ミルク、飲料水（1人1日3リットル）、調味料など
炊事道具等	カセットコンロ、コンロ用ボンベ、なべ、やかん、簡易食器、箸など
その他	蛍光塗料

6 点検

6-1 施設（校舎）周辺・避難経路の定期的な点検

責任者は、定期的に施設（校舎）周辺を点検し、降雨時のがけの異常等を把握する。

(1) 施設（校舎）周辺の点検

- ・〔 〕 避難場所に移動する際、施設敷地内の樹木や支障物がないか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・施設（校舎）内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

(2) 避難経路の点検

- ・〔 〕 避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、職員に情報を共有する。

箇 所	これまでの状況	確認状況								
		確認日	状況	対応	確認日	状況	対応	確認日	状況	対応
1	本館棟裏山	/			/			/		
2	東棟前の水路	/			/			/		
3	...	/			/			/		
4		/			/			/		
5		/			/			/		

6-2 施設、設備の定期的な点検

責任者は、災害時に損壊や転倒等を防止するよう努める。

箇 所		点検日	点検者	状況	対応	
1階	職員室	確認項目				
		吊り下げ式照明器具の落下防止				
		窓ガラス等の飛散防止				
		書棚、タンス、ロッカー、机などの転倒防止				
		棚、戸棚からの落下防止				
	避難経路の安全確保					
	食堂	吊り下げ式照明器具の落下防止				
		窓ガラス等の飛散防止				
	調理場	ガス漏れ警報機				
		火気設備周辺の引火防止				
		棚、戸棚からの落下防止				
	ボイラー室	火気設備周辺の引火防止				

7 防災教育・訓練の実施

7-1 職員への防災教育

責任者は、土砂災害の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。その主な内容は以下のとおり。

- ① 土砂災害の前兆現象について
- ② 情報収集および伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

7-2 防災訓練の実施

訓練は、防災教育と一連で実施することを基本とする。また、全職員・〔児童・生徒〕を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するために行う。

- ① 訓練内容
- ② 情報収集および伝達
- ③ 避難判断
- ④ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

訓練の実施時期は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね〔 〕回行う。

- ・新規採用職員および異動により新たに赴任してきた職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で異動がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。
- ・全職員を対象とした情報収集・伝達および避難誘導訓練を出水期前（6月まで）に実施する。

【掲示用 避難確保計画イメージ】



※ 校舎内の見やすいところに掲示

《参考》地図に利用する背景図について〔詳細説明〕

福井県土砂災害警戒区域等管理システム ↓

HP アドレス : http://sabogis.pref.fukui.jp/MRFukuiS_I/login.asp

①

同意してシステムを利用する ← 同意するをクリック

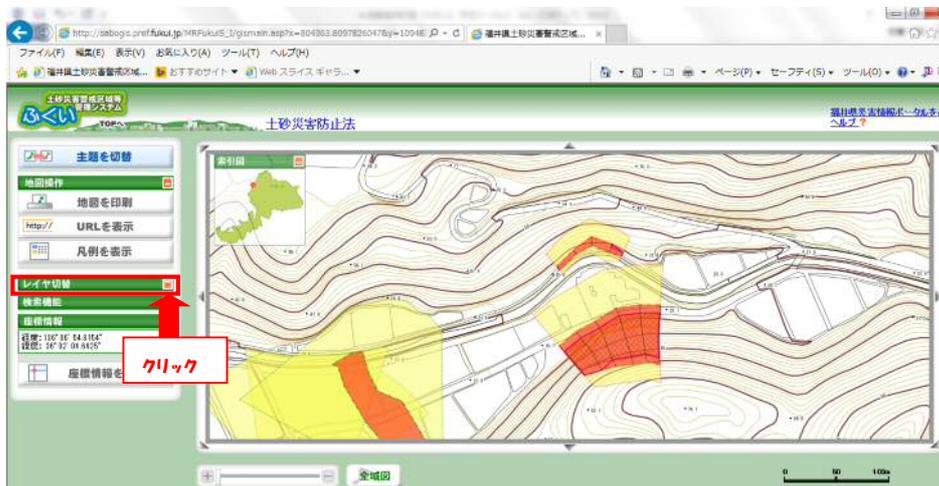
②

担当部署名	主題名	主題の説明	この主題を選択
土木部	土砂災害防止法	土木部 特別防災課の管理する「土砂災害防止法」警戒区域・特別警戒区域が表示されます	この主題を選択
土木部	雪崩危険箇所	土木部 特別防災課の管理する雪崩危険箇所が表示されます	この主題を選択
農林水産部	山地災害/はげしい危険箇所	農林水産部 西づくり課が管理する山地災害危険地区などが表示されます(平成20年4月更新)	この主題を選択
なし	背景図	システムが表示する背景地図です	この主題を選択

← 土木部 土砂災害防止法の欄
この主題を選択をクリック

③ 住所から指定 で該当する住所を入力し、スクロール等で拡大します。

④ 表示された地図の左側に、レイヤ切替がありますので、右端の口をクリックします



⑤ 隠れていた一覧の下の方にある空中写真をチェック



- ・ または各市町が配布している土砂災害ハザードマップも利用できます。
ホームページで公開している市町もありますので、ご利用ください。